

## 宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和7年8月20日（水）午前9時30分～午前9時52分

開催場所： 宇多津町役場西館2階

出席議員：

垣渕 直子  
西山 修  
福原 左恵子  
野田 勝彦  
宮本 政文  
稻田 直樹  
大坂 秀美

欠席議員：

谷川 英昭

### 農業委員会事務局出席者

事務局長 福田 伸之  
事務局次長 三谷 真平

(午前9時30分開会)

○大坂会長

おはようございます。

大変暑い日が続いておりますけども稻の方は分けつとか成長に関しては順調だろうと思います。

こういった高温が続いているんで、米の品質はどうしても温度が高かったら乳白米、もち米のように濁る米とか「心白」と言って、米の粒の中に白い玉ができる。そういった被害がひょっとしたら出るのかなと。

成長に関しては水さえ入れとけば、それなりに成長はしていきますんで、今、水の方も順調に大東川から入ってきております。

先日、大東川で先週ぐらいまで大東川の土手の草刈をやっていたわけですけども、その草が用水に流れ込んで、水門のところというか分岐点とかそういうところに草がたまっていたと。町の三谷君にも来てもらって県の職員も呼んできれいにしてという話はしました。前回のときに遊休農地の見回りにいったときに、あそこに草が溜まってないということで見に行ったらやっぱり水門、大東川へ落とす水門のところで草がかなりたまつて、それを確認して退けようとしていたとこへ作業員、土手の草刈の作業員が来たんで呼び止めて、草がたまってるのを何とかしてくれと言って呼びつけてそれできれいにはしました。

実際に県の職員の1人にはやっぱりもうちょっと草刈をやっても、草が落ちないようにする方法とか何かしてもらわないと水利の方が毎々するのでは大変だと。我々も自分の仕事を持っていますんでね。県の職員を呼びつけて怒りあげたんやけど、次は土手の木、私が作っている所とかは木が伸びて、田んぼの方へかぶさってきて、トラクターを使っていたらそれが邪魔になる。それを草刈していた人夫さんにも言ったし、その最初の水門が詰まったときに、県の職員来たから、あそこの木は刈ってくれよという話をしたけど、刈らずにそのままだった。なのでまたこれ呼びつけないとだめだと思っております。

そういった我々水利の関係者も高齢化しておりますし、井出ざらいをしても高齢化で人の集まりは悪いです。はっきり言ってね。実際にこういった作業をいつまでできるんかなとも思う。若い人はほとんどいない

中で、年寄りばっかりが寄ってきて井出ざらいもさせてもらってるけども、これももういつまでもできないのかなと。

そういう関係でこの農業委員会も、ある程度そういったところにも目を向けて何とか方策を考えていかないと、水利組合の関係、長縄手は宇多津の半分はあると思います。

そんな関係で我々農業委員がやっていく仕事も遊休農地の管理、こらあたり後でまた話が出てきますけどもある程度＊＊＊さんが入ってきて、改善はされております。

しかしやはり改善されてない田んぼもありますんでそのあたりを何とかしていかなきゃなと。実際に草からししたときに、私もブロッコリー植えていたらヨトウムシ、コオロギそういったものの侵入によって元から食べられてしまいます。薬もやる方法ありますけども、なかなかそういう手間をかけられない。ここらあたり行政との話し合いも進めいかないといけないのかなということで色々ありますけどもよろしくお願ひします。

今日の案件は1件だけ、それとお手元にまた地図を配ってくれると思いますけども、前回遊休農地の確認をしたところの話がありますんでその2点だけ、今日審議していただきたいと思います。はい。

では事務局よろしくお願ひします。

○福田事務局長

それでは、議案の方入っていきたいと思います。

今月は1つの議案です。

議案第1号です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請がありました。

農業委員会受付は、令和7年8月4日でございます。

転用目的は宅地分譲5区画であります。

所在地は宇多津町＊＊＊番＊、＊＊＊番＊で、面積は合計＊＊＊＊m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、宇多津町＊＊＊番地＊＊＊＊様。

譲受人は、＊＊市＊＊＊番地＊、＊＊＊＊＊＊＊＊様でございます。

地目はすべて田、現況は田及び農道となっております。

水利については、\*\*\*水利組合の同意をいただいており、香川用水決済金も完済でございます。

譲渡人は、高齢化による農業廃業を考えていたところ、宅地分譲用地を探していた譲受人と話がまとまつたようです。

それではご審議のほどよろしくお願ひします。

○大坂会長

水利関係なり全部完済が済んでるんですけど、地元の方はいかがですか？

○宮本委員

7月の27日に稻田委員と水利総代と私と3人で立ち会いを行いました。境界関係は町がこの農道の件と町道が拡幅されたときの境界立会がちゃんとできてますので、特に境界には問題ありません。

水利組合としてもあと水路の関係がありましたんでそれは調整をやつております。何か補足があれば稻田委員。

○稻田委員

はいこれ下水は傍に通ってますんで、下水道に流すということで浄化槽をつけないということを聞いております。

○大坂会長

はい他の人何かご意見ありますか？ないようでしたら承認ということでおろしゅうございますか？

○委員一同

はい。

○大坂会長

それでは承認という事で。

○福田事務局長

はい、ありがとうございます。

議案の方は以上になりますてその他で。

○宮本委員

ちょっと一件いいですか？この件じゃないんだけど。後程3条の1項で相続、農地の相続に関するやり方にちょっと質問したいんですけど。

○大坂会長

うん

○宮本委員

農業委員会に相続、3条で許可申請が出る場合がありますね。

○福田事務局長

相続ではないです。3条の3の1

○宮本委員

3条でいく場合があるんですね

○福田事務局長

それは届出ですね。

○宮本委員

届出は農業委員会で承認するんですか？それとも出てきたら承認という形をとらないといけないのかな？届出だけではない？

○福田事務局長

いや受付です。

○宮本委員

受付だけ？

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

議案に出るじゃないですか。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

それが僕が何が言いたいのかだけど、届出だけで事務局に届けるだけでいいのか、委員会に審議でかけないといけないのかという質問なんです。

○福田事務局長

届出なんで、多分諮らなくてもいいとは思うんですが、宇多津は長年諮ってきてますんで、その流れを組んでる。

○宮本委員

慣習で？

○福田事務局長

はい慣習として。情報提供という意味で多分ここの場でかけてると思います。

○宮本委員

ちょっとはっきりさせたいんだけど、届出として受け付けた3条の農地法3条の相続に関する取り組み、これは届出で、ここでいわゆる審議をする意味はないわけ。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

届出は皆さんに表明するよ、知らせるよ、周知するよという意味の主旨の農業委員会の提示ということですね。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

で、次に届出をしなければいわゆる法務局へ所有権移転の登記、これもできるんですね。

○福田事務局長

できます、届け出なくても。

○宮本委員

できるんですね。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

すなわちそのときに、私の知ってる限りでは、法務局は農業委員会へ届け出をしなさいよ、概ね10ヶ月以内にしない場合は過料10万円だよという認識で受け取ってます。いやその10か月とか10万とかはいいわ。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

すなわち何が言いたいかというと届け出をする方が簡単なのか法務局へ出して、委員会で審議にかけなくとも届け出だけだして、その許可も許可書は要らないわけでしょ。法務局で登録する場合、届け出さえしてたら受け付けの。

○福田事務局長

受け付けましたみたいな書面は出してます。

○宮本委員

それは誰あてに出すんですか？

○福田事務局長

申請人です。

○宮本委員

申請人が法務局に持って届きましたって格好で報告ができるから。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

それで登記ができるようになる。

○福田事務局長

いやその前でも大丈夫です、登記は。

○宮本委員

登記は届け出なくてもできる。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

法務局が受け付けた。なら、農業委員会へ届け出しなさいよ。10ヶ月以内にということを

○福田事務局長

言っていただいてます

○宮本委員

よね。はい。

そういうことで、はい。流れとして、まとめると。議案じゃなくて、皆さ

んに周知するためにやりますよという意味合いになります。と受け取ってよろしい？

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

わかりました。何を言いたいかというと、ちょっと地元の人に聞かれると一番簡単な方法としてはこうだよというのを明確にしたいから。私、実は聞かれたこともあるんです。あまりよくわからないんで自分なりには調べたんですがここで明確にしたい。わからなかつたら事務局に聞いてねつてその人に。

○福田事務局長

はい、大丈夫。

○宮本委員

皆さんはよくご存じだと思うけど私だけでもそういうのをはっきりしたかったので今の質問、以上です。

○大坂会長

はい

○福田事務局長

はい、そしたら先日ですね、大坂会長と事務局福田・三谷の2名、合計3名で農地パトロールを実施しておりますんで、結果について三谷事務局次長より報告させていただきます。

○三谷事務次長

去る8月5日火曜日に巡回しました農地パトロールの結果を報告します。A3の資料になりますけども、前半にパトロール前の地図と調査票後半にパトロール後の地図と調査票をつけています。

今回新たに遊休農地の判断がなされた土地や遊休農地の解消の確認ができたもの含めて94筆、面積は6万4154m<sup>2</sup>からパトロールの結果、71筆4万8093m<sup>2</sup>となりました。会長、地図をちょっとまわしていただくと。

○福田事務局長

どれくらい減った？

○三谷事務次長

増減ありますけども、全体として筆数は23の減。面積としては1万6061m<sup>2</sup>減となりました。以上です。

○福田事務局長

会長、総括で一言

○大坂会長

はい、農地機構等を通じて農地の管理をしていただいていると案外川津からの入作なんかもまあまあです。そういった関係で減ってきてるんでこういう活動を続けていけばある程度の田んぼは減っていく、田んぼいうかそういう農地が減っていくんじゃないかなと思います。進入路がないとかそういった圃場については、もうこれどうしようもないと思います。

そういったやつをまた差引き分けして最終的には所有者の方へ、あまりひどい分については連絡を入れて何とかしてもらうとある程度強制的な面も出てくる可能性もあると思います。こちらで生活してなくて県外出てるような人も多々いるんで、そのあたり調べて所有者に連絡入れて少しでも減らしていくというふうな取り組みをしていきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

○福田事務局長

ありがとうございます。

○大坂会長

今日の議案、最終的には全部済みましたので、今ちょっとまだ見てるんであの分回ってから解散したいと思います。

この前もちょっと農協の関係で会に参加、月曜日に行ってたわけですがもそこで問題になったのが我々のところではやはり水稻苗。育苗センターの収支がかなり悪いということで、育苗内の値上げをしたいという申し出が農協からありました。書類的に出てきているんですけども香川県の農協管内で11の育苗センターがあるみたいです。その中で、大体年間2億ぐらいのマイナスですわ。それはもう稻から野菜、いろんなものありますけどもそれをひっくるめて一番取扱量が多いのは水稻の苗。その水稻の苗を170円ぐらいかな、案では。役員の中でもそんな

にいくもんかいったい何考えてるんだと言ったら、よその県外の育苗センターの水稻苗の単価的なものも見てそれで農協の方が最終的にどういうふうな判断をするのか。1枚170円って言ったら今700円かそこらしてるのかな。それがそれだけ上がってくることになら農家の方としても負担にはなっていくんかなと。その苗代だけでなしに、運送もついたら大方1000円近くなるんじゃないかな。運賃にいくらとっているのか私も知らんのやけどね。

そういうふうになったときに価格がまた多少あがることはわかっておるんだけどもどこまで上がるかによって、1つ考えないといけないのは、今米不足という中で、苗代の助成とか米をつくる生産者の方へばらまいていかないといけないのかなと。そして農協の方は実際に育苗センターの老朽化機械の更新、大体設置してる機械なんかは10年から12年で償却が終わっていくんです。

ただ育苗センターの苗を広げる場がかなりいります。育苗センター自身がその土地全部所有してるかと言ったらそういうわけではないと思うんだけどね。府中の育苗センターであれば、あそこの施設で展示会とかいろいろなことしてたから行ったことあると思いますけどあそこの高台で大体3万枚。その下にあるみかん共選の駐車場、あそこへも広げてたんであそこで900枚ぐらいですね。ほんであとはカントリーの2号機の駐車場言うかな、空き地があります。あそこへも広げてた。それ以外には、各農協が持って帰って、今川津のライスセンターのどこでも苗を広げてると思います。

実際に、私も2年ぐらいはあそこでやってたんですけど水道を1日かなり使うと思うんです。まだ府中のとこだったら上に池があるんですけどその池の水を使ってた。それはもみ巻きする機械の中へ通す水は水道の水を通していく、灌水用は池の水を使ってた。でも下の共選場というか産直の前の広場にならうもう水道しかないんですよ。やっぱり水道代いうのも馬鹿にならんと思うんですね。1日最低2回はやらないと。朝、水やって昼過ぎたら一番最初に水をやった稻は今年みたいにこれだけ温度が上がったら間に合わない。

そういうところで行政の方に言いたいのは、国の補助事業で事業をや

った分についても設置してる機械は10年、12年で耐用年数を迎えて更新していかないといけない。そこらあたりで行政の力を借りて助成をしていただく必要があるのかなと。

カントリーも1号機の乾燥機が油の煙でこの品質悪くしたいう実績があって、今はもう2号機の乾燥機だけで乾燥してると。カントリー自身の利用率も下がってきてる。そういった中で農協の方も経営が難しくなってきて、そのカントリーをやめたときに、我々のところでどういう影響が出るか。実際に個人で乾燥機を持ってやっている人もそんなにいないのかなという気はするんですけどね。

カントリー施設といつても維持管理もかなりめんどいわけですけど、坂出のカントリーが、もう40年ぐらいになるんかな。もうその時に上と下で7、8億ぐらいの事業費でやってると思うんです。土地の購入代は別ですけどね。あそこの山のところの土地にしても。

今となったらそれをどういうふうにするか行政の方にお願いして、ちょっとは助成金出してもらえるような方法をね、県行政にね。そのあたりで対応していかないとこれから農業がどんどん難しくなっていくような感じにはなるのかなということです。そこら辺り勉強してよくなる方法を考えていきたいというふうに思います。

本日はありがとうございました。

はいどうぞ、これで終わります。

○福田事務局長

すみません。最後に今回の議事録署名人

○大坂会長

ああそうや垣渕先生、稻田さん、よろしくお願いします。

○垣渕委員・稻田委員

はい。

○大坂会長

ありがとうございました。

(午前9時52分閉会)